

令和4年10月17日

第75回足立区都市計画審議会議事録

足立区役所 南館8階 庁議室

第75回足立区都市計画審議会会議録記録署名委員

(令和4年10月17日開催)

| | |
|---------|--|
| 会 長 | |
| 署 名 委 員 | |

足立区都市計画審議会 会議概要

| | | | |
|-------|-------------------|---------------------|---------------------|
| 会 議 名 | 第75回足立区都市計画審議会 | | |
| 事 務 局 | 都市建設部 都市建設課 | | |
| 開催年月日 | 令和4年10月17日(月) | | |
| 開催時間 | 午後1時30分 ~ 午後2時08分 | | |
| 開催場所 | 足立区役所 南館8階 庁議室 | | |
| 区長の出席 | 有・ 無 | | |
| 出席者 | 会長 長塩 英治 委員 | 署名委員 廣兼 周一 委員 | 松本 昭 委員 |
| | 村尾 公一 委員 | 工藤 哲也 委員 | たがた 直昭 委員 |
| | 吉岡 茂 委員 | いいくら昭二委員 | 三輪 由美 委員 |
| | 林 千尋 委員 | 柴田 政子 委員 | 横村 隆子 委員 |
| | 茂木 繁 委員 | 長谷川 京子 委員 | 上野 須美代 委員 |
| | 歌川 光一 委員 | 亀田 彩子 委員 | 細岡 晃 委員 |
| | | | |
| 欠席者 | 柴 善弘 委員 | | |
| | | | |
| 関係区職員 | 専 門 委 員・幹 事 | | |
| | 副区長 工藤 信 専門委員 | 都市建設部長 犬童 尚 専門委員 | まちづくり課長 大竹 俊樹 幹事 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

| | | | |
|-------|--|-------------------------|------------------------|
| | そ の 他 区 関 係 職 員 | | |
| | 産業政策課長 吉尾 文彦 | まちづくり課中部地区係係長 佐々木 寛一 | まちづくり課中部地区係主任 橋爪 多実 |
| | まちづくり課西部地区係係長 傅田 若樹 | まちづくり課西部地区係係員 新井 和代 | 中部地区まちづくり担当課長 内田 和男 |
| | | | |
| | | | |
| | 事 務 局 | | |
| | 都市建設課長 室橋 延昭 | 都市計画係係長 上野 衣知子 | 都市計画係主任 渡邊 さとみ |
| | 都市計画係主任 白田 浩章 | 都市計画係係員 庭月野 宏基 | 都市計画係係員 高橋 一代 |
| | | | |
| | | | |
| 資 料 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 7 5 回足立区都市計画審議会 (令和 4 年 1 0 月) 次第 ・ 第 7 5 回足立区都市計画審議会 委員等名簿 ・ 第 7 5 回足立区都市計画審議会 座席表 ・ 第 7 5 回足立区都市計画審議会 (令和 4 年 1 0 月) 議案書 (計画図書) ・ 第 7 5 回足立区都市計画審議会 (令和 4 年 1 0 月) 議案説明資料 ・ 第 7 5 回足立区都市計画審議会 (令和 4 年 1 0 月) 報告説明資料 | | |
| そ の 他 | 傍聴人：有 <input checked="" type="radio"/> 無 (0 人) その他の参加者：有 <input checked="" type="radio"/> 無 | | |

(審議経過)

○室橋都市建設課長 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、第75回足立区都市計画審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日司会を務めます、都市建設課長の室橋と申します。よろしくお願いいたします。

まず、開催日の変更に関しまして、委員の皆様におかれましては、スケジュールをご調整いただきまして、誠にありがとうございます。また、会場の変更に関しまして、これまで使用していた会場と異なり、ご不便をおかけして申し訳ございません。

皆様の席上に設置されているモニターは、機器の仕様の都合で、画像が縦長に表示されております。そのため、本日は、モニターは参考程度にご確認をいただき、お手元の資料を中心にご覧いただきますよう、お願いいたします。

また、本日の審議会は村尾委員と後ほどご紹介いたします、新しい区民委員の歌川委員の2名がWebでのご出席となっております。音声や画面が確認しづらい場合は、「挙手ボタン」等でお知らせいただきますよう、お願いいたします。

それでは、今回からご出席の新しい委員のご紹介をさせていただきます。応募総数20名の中から決定いたしました、区民委員3名の皆様でございます。

これから五十音順にて、お名前をお呼びいたしますので、その場でご起立の後、一言ご挨拶をいただき、その後ご着席ください。

それでは、初めに歌川光一様。本日はWebでのご出席を頂いております。歌川光一様、音声聞き取れていますでしょうか。

音声を確認させていただいている間に、次の区民委員の方をご紹介させていただきますと思います。

亀田彩子様。

○亀田委員 初めまして。亀田です。よろしくお願いいたします。

○室橋都市建設課長 続きまして、細岡晃様。

○細岡委員 細岡と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○室橋都市建設課長 以上3名の委員の皆様

でございます。よろしくお願いいたします。

なお、委嘱状につきましては、新型コロナウイルス感染防止対策ため、席上にて交付をさせていただいているところでございます。ご理解の程、よろしくお願いいたします。

続きまして、本審議の情報公開についてのご連絡でございます。本審議会は公開を原則としております。そのため、会議記録につきましては、区のホームページで公開をさせていただいております。また、会議記録作成のため、録音させていただきますので、ご理解の程、お願いいたします。

それでは、「議案審議」及び「報告事項」に移らせていただきます。

ここからの議事進行につきましては、長塩会長をお願いいたします。

○長塩会長 それでは、都市計画審議会の議事を進めてまいります。

はじめに、事務局から本日の資料と議案について説明願います。

○室橋都市建設課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。

お持ちいただいた資料をご覧ください。まず、「次第」、「委員等名簿」、「座席表」、それぞれ1枚。次に「しろ色」の表紙の「議案書」、一綴り。次に「きみどり色」の表紙の「議案説明資料」、一綴り。次に「もも色」の表紙の「報告説明資料」、一綴り。

以上が本日の資料でございます。不足している資料がございましたら、事務局へお知らせください。——よろしいでしょうか。

それでは、次第をご覧くださいと思います。本日は、議案審議が2件、報告事項が2件ございます。

まず、議案審議でございますが、第1号議案「東京都市計画地区計画 足立東部地域平野・東六月町地区地区計画の変更(足立区決定)」、第2号議案「特定生産緑地の指定(意見聴取)」の2件でございます。

続いて、報告事項でございますが、報告1「北部流通業務団地の変更について」、報告2「興野周辺地区における新たな防火規制区域の指定について」の2件でございます。

次に、議案審議及び報告事項の説明及び発言方法についてご案内いたします。

議案及び報告事項の説明におきましては、お手元の資料をご覧ください。席上のモニ

ターはご参考にご覧いただければと思います。

質疑応答は、議案審議2件については、説明後にそれぞれお時間を設け、報告事項については、全2件のご説明後にまとめてお時間を設けさせていただきます。

質疑応答において、ご発言の際には挙手いただき、会長の指名の後、席上のマイクのスイッチを入れてご発言ください。また、発言が終わりましたら、スイッチをお切りいただきますようお願い申し上げます。

また、Webでご出席されております、村尾委員、歌川委員は、ご質問の際にブラウザ画面の「挙手ボタン」を押していただければ、事務局から会長にお知らせいたします。その後、会長の指名がありましたら「ミュート」を「解除」して、ご発言ください。ご発言が終わりましたら、再度「ミュート」にさせていただきますよう、お願いいたします。

また、早口になりますとWebの音声が入りやすくなる傾向がございますので、ご発言時はゆっくりとお話させていただきますようお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○長塩会長 それでは、議案審議に入る前に、委員の出席状況を事務局から報告してください。

○室橋都市建設課長 本日は、定数19名のところ18名のご出席を頂いております。過半数のご出席を頂いておりますので、審議会が有効に成立することをご報告申し上げます。

○長塩会長 議事録署名人は、私と廣兼委員が務めますので、よろしく申し上げます。

それでは、「議案審議」に入ります。

第1号議案「東京都市計画地区計画 足立東部地域平野・東六月町地区地区計画の変更（足立区決定）」について、内田中部地区まちづくり担当課長から説明してください。

○内田中部地区まちづくり担当課長 中部地区まちづくり担当課長の内田でございます。

第1号議案「東京都市計画地区計画 足立東部地域平野・東六月町地区地区計画の変更」について提出いたします。

お手元の資料では、白い表紙の議案書1の1ページをご覧ください。

提出者は、足立区長、近藤弥生です。

提案理由は、本計画を変更するにあたり、足立区都市計画審議会の議を経る必要があるためでございます。

議案書1の2ページ以降は都市計画の案の理由書、計画書、総括図、計画図でございます。

議案書は少し分かりづらいため、黄緑色の表紙の議案説明資料で内容をご説明いたします。

議案説明資料の1ページ目をご覧ください。

まず、区内における平野・東六月町地区の位置でございます。右側の位置図の中央、足立区役所より北500mほどの一点鎖線で示した区域でございます。今回の変更に関わる区画道路48号は、赤の矢印でお示した位置になります。

次に、「1 議案の趣旨」でございます。本案件は、地区内に点在する比較的大きな未利用地における計画的な土地利用の変化に合わせ、適切な地区施設の整備を図るために区画道路48号を歩行者専用通路及び小広場に変更するものです。

「2 地区」の現況です。平野・東六月町地区は、緑豊かな快適で便利なまちの形成と、緑の保全などコミュニティ活動の根づくまちづくりを目指し、土地の有効利用を適切に誘導するため、平成16年に地区計画が策定され、近年では、骨格となる幹線道路である都市計画道路補助第258号線が地区中央部に整備されています。

「3 地区の課題」です。本地区は、土地地区画整理事業を施行すべき区域として指定されており、地区内部における生活道路網は未形成です。地区に残る未利用地の効果的な土地利用を図るため、地区施設の適正な計画が望まれています。

続きまして、2ページをご覧ください。

「4 変更概要」です。「(1) 地区施設の変更」についてですが、未利用地を含む地区内の土地における特別養護老人ホームの建設計画に伴い、地区施設を変更します。変更内容といたしましては、(ア) 区画道路48号の計画を廃止します。位置は左側の図1に赤い線で示している部分になります。

次に、右側の図2の変更後をご覧ください。(イ)の歩行者専用通路1号及び小広場1号、小広場2号の新設をいたします。

続きまして、3ページをご覧ください。

「(2)新旧対照表」になります。表の左側、変更前に記載してございます下線の区画道路48号を廃止し、その機能を確保するため右側の変更後の下線部分の歩行者専用通路1号を新設し、さらに小広場1号、小広場2号を新設いたします。

続きまして、4ページをご覧ください。

「5 都市計画手続きの経緯と今後の予定」です。経緯は記載のとおりです。6月22日に地区計画変更の周知のため、まちづくりニュースを配布しました。都市計画法第16条及び第17条に基づく都市計画手続きにつきましては、意見書の提出はありませんでした。

本日の第75回都市計画審議会にてご審議いただき、11月頃に都市計画決定・告示を考えております。

以上で、第1号議案の説明を終わります。ご審議の程、よろしく願いいたします。○長塩会長 それでは、第1号議案の審議をいたします。

発言に当たりましては、その都度、職名もしくは氏名を名乗られてからお願いいたします。

本件について、ご意見・ご質問がありましたら、お願いいたします。

無ければ採決いたします。

本案につきまして、異議の無いものと決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○長塩会長 それでは、第1号議案は、異議の無いものと決定いたします。

続きまして、第2号議案に移ります。

第2号議案「特定生産緑地の指定(意見聴取)」について、室橋都市建設課長から説明願います。

○室橋都市建設課長 都市建設課長の室橋でございます。

私からは、第2号議案「特定生産緑地の指定(意見聴取)」について、ご説明をさせていただきます。

お手元の資料では議案書の13ページからでございます。

提出者は、足立区長、近藤弥生です。

提案理由は、特定生産緑地の指定にあたり、生産緑地法に基づき、足立区都市計画審議会の意見聴取を経る必要があるためでございます。

議案書14ページ以降は、指定書、総括図、指定図でございます。以上が議案書のご案内になります。こちらの内容につきましては、きみどり色の表紙の議案説明資料でご説明させていただきます。

議案説明資料の5ページをご覧ください。

「1 議案の趣旨」については、議案書でご説明したとおりでございます。

続きまして、「2 特定生産緑地の現況」でございます。生産緑地地区は指定告示から30年を迎えると、所有者は固定資産税の減免等の優遇措置が徐々に受けられなくなる上、いつでも建築行為などの制限の解除が可能になります。

しかし、決定告示から30年を経過する前に特定生産緑地に指定すれば、その優遇措置と行為制限が10年延長され農地の保全につながります。そこで区では、間もなく指定から30年を迎える生産緑地地区を対象として所有者の意向に沿って、特定生産緑地に指定する取組を行っております。

なお、平成4年11月に生産緑地地区の指定を行った124地区が今年11月に指定から30年を迎えますが、そのうち105地区が既に特定生産緑地に指定されております。

次に、「3 特定生産緑地の指定地区数と面積」でございます。区内の生産緑地地区189地区のうち、今回の2地区の新規指定により特定生産緑地は126地区となります。特定生産緑地への指定意向がなかった区域につきましては、今年11月以降に買取り申出が提出される予定でございます。

こちらは、指定する特定生産緑地の位置をプロットした図でございます。

ここからは、今回、新規指定する特定生産緑地の現況写真でございます。

こちらは入谷二丁目にある地区番号19-1です。特定生産緑地に指定するのは、黄色の部分で約320㎡です。残りの白い部分約330㎡は、特定生産緑地への指定意向はない区域となります。

こちらは神明三丁目にある地区番号10-1-1です。特定生産緑地に指定するのは、黄色の部分で約1,490㎡です。残りの白い部分約1,820㎡につきましては、特定生産緑地への指定意向はない区域となります。

最後に、9ページ目、「4 手続きの経緯

と今後の予定」でございます。特定生産緑地指定の告示につきましては、10月下旬を予定しております。生産緑地地区の変更と特定生産緑地の精査については、12月の都市計画審議会で審議を行う予定でございます。

以上で、第2号議案の説明を終わらせていただきます。

○長塩会長 それでは、第2号議案の意見聴取をいたします。

本件について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

無ければ、第2号議案については、「意見なし」として、都市計画審議会から事務局にお伝えいたします。

続きまして、「報告事項」に移ります。

報告1「北部流通業務団地の変更について」、室橋都市建設課長から説明してください。

○室橋都市建設課長 報告1「北部流通業務団地の変更について」ご説明いたします。

お手元の資料では、もも色の報告説明資料の1ページからでございます。

はじめに「1 報告の趣旨」でございます。本案件は、入谷にございます北部流通業務団地につきまして、東京都が都市計画の変更を検討しており、その概要を報告するものでございます。

続きまして、「2 地区の状況」についてでございます。区部流通業務団地は、「流通業務市街地の整備に関する法律」に基づく「流通業務施設整備に関する基本方針」により、集約的に流通業務施設を整備し、首都圏を支える物流拠点として、都内区部4か所に整備されております。足立区には、そのうちの1か所であり、北部流通業務団地が都市計画決定をされているところでございます。

流通業務団地とは、一般的に流通業務団地地区内の流通業務施設の敷地の位置及び規模、公共施設・公益的施設の位置や規模を定め、建築物については建蔽率、容積率、高さ制限、壁面の位置の制限などを定めたものでございます。

次に、足立区の北部流通業務団地の都市計画の内容についてご説明いたします。

まず業種の制限についてでございます。

現在は、業種ごとに敷地の位置と規模が定められており、凡例にあるとおり、青色の

枠内がトラックターミナル、赤色の枠内が卸売市場、また緑色の枠内が倉庫・卸売業・コンテナデポとなっております。

また、建蔽率におきましても10分の6以下までと定めております。

続きまして、「3 地区の課題」と「4 都の取組方針」についてでございます。これまで流通業務団地の都市計画決定後、約50年が経過して物流ニーズの多様化や高度化が進行しております。今後、業種の枠を超えた物流の効率化に向けた流通業務施設の機能更新を図るためには、流通業務団地の都市計画の変更が必要となっております。

「4 都の取組方針」。東京都は、近年の物流ニーズに応じた施設・機能の更新を誘導するため、準備が整った流通業務団地から都市計画変更を行っていく方針を示しております。大田区にある南部流通業務団地では、既に都市計画変更を行っており、現在は足立区や北部流通業務団地内地権者と協議を行っているところでございます。

最後に、「5 都市計画手続きの経緯と今後の予定」でございます。

令和元年9月に「区部流通業務団地の施設・機能の更新に向けた取組について」が公表され、令和2年2月から北部流通業務団地内地権者と数回にわたり勉強会を行ってきたところでございます。

この資料につきまして、「令和4年10月20日」と本日の都計審への報告となっておりますけれども、「17日」の誤りですので、ここで修正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

今後でございますが、東京都からの意見照会を受け、本年12月の足立区都市計画審議会に諮る予定でおりますので、よろしくお願いいたします。

以上で報告1の説明を終わらせていただきます。

○長塩会長 続きまして、報告2「興野周辺地区における新たな防火規制区域の指定について」、大竹まちづくり課長から説明願います。

○大竹まちづくり課長 まちづくり課の大竹でございます。どうぞよろしく願います。

私からは、報告2「興野周辺地区における新たな防火規制区域の指定について」をご報告させていただきます。

お手元の資料では、もも色の表紙の報告説明資料5ページをご覧ください。

まず「1 地区の現況」でございます。興野周辺地区には、木造住宅密集市街地が広がっており、地震に関する地域危険度は高く、いつ発生するか分からない大地震に備え、地区全体で「燃えない・燃え広がらない」まちづくりが必要となっております。

本地区では、解体や建て替えの支援を行う「不燃化推進特定整備地区」（いわゆる「不燃化特区」）、それと新たに建築する際の防火規制の強化を行います。「新たな防火規制区域」（いわゆる「新防火区域」）と言っていますが、これに指定することで、地区の防火性の向上に取り組んでいるところでございます。

次に「2 報告の趣旨」でございます。不燃化特区と新防火区域は、両者を併せて指定することで事業効果が高まりますけれども、右図の赤色で示した区域につきましては、不燃化特区にのみ指定されておりました、新防火区域には指定されていないため、老朽建築物の除却後に建築される建築物の防火規制が強化されない状況が生じています。こうした状況を解消するために新防火区域を追加指定するものです。

足立区都市計画審議会への東京都からの意見照会に先立ちまして、概要をご説明いたします。

6ページをご覧ください。

「3 制度の概要と指定の経緯」「(1) 不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）」でございます。

東京都が、特に重点的・集中的に改善を図る木造住宅密集地域を指定し、不燃化を強力に推進して「燃えない・燃え広がらない」まちを進めるため、老朽建築物の除却や建て替え等に対して支援を行う制度でございます。

本地区では、平成27年に西新井本町一丁目、西新井本町四丁目及び興野二丁目の全域、令和3年に西新井本町三丁目の一部及び扇一丁目の一部を追加で不燃化特区に指定しております。

次に、「(2) 新たな防火規制区域（新防火区域）」でございます。

東京都建築安全条例に基づきまして、準防火地域における防火規制を強化するために、原則として全ての建築物は準耐火建築

物等もしくは耐火建築物等のみといたしまして、延べ面積が500㎡を超える建築物は耐火建築物等のみでしか建築できないとする制度でございます。

本地区につきましては、平成27年に西新井本町一丁目、西新井本町四丁目及び興野二丁目の全域を新防火区域に指定しております。

不燃化特区、新防火区域の制度指定の経緯を表にまとめました。本案件では赤字で記した部分になりまして、令和3年に不燃化特区に指定した区域に新防火区域を指定するものです。

続きまして、7ページをご覧ください。

「4 新たな防火規制区域の追加指定」でございます。

下の図の赤色で示した区域は、不燃化特区にのみ指定されておりました、新防火区域には指定されていない状況となっております。不燃化特区の支援制度によって老朽建築物の除却に至った敷地に、耐火性能の高い建物が建築されるように、現在、町丁目界で指定されている新防火区域を、現況道路境界から20mに拡大し、西新井本町三丁目の一部、それと扇一丁目の一部を新防火区域に追加指定いたします。図1が西新井本町三丁目の一部、図2が扇一丁目の一部になります。

続きまして、8ページをご覧ください。

最後に、「5 都市計画手続きの経緯と今後の予定」でございます。

本年11月には新たな防火規制区域の追加指定に関する説明会を予定しておりましたが、説明会というスタイルではなくて、お知らせを関係権利者にポスティングや郵送して、しっかりと情報が届くような形で行おうと現在考えております。

そして令和5年3月開催予定の足立区都市計画審議会で東京都からの意見照会をご審議いただきまして、令和5年6月の東京都告示を考えております。

長くなりましたが、以上で報告2の説明を終わります。ありがとうございました。

○長塩会長 ただいま説明いただきました、報告事項2件について、ご意見・ご質問がありましたら、お願いいたします。

○横村委員 東京都建築士事務所協会の横村と申します。

報告1の「北部流通業務団地の変更につ

いて」、もう少し詳しい情報のご提示はいただけないでしょうか。

例えば「3 地区の課題」というところに業種の制限緩和がありますが、どんなものが緩和されるのか。

そして「4 都の取組方針」の中に「施設用途の複合化の誘導」、どのようなものが誘導されるのでしょうか。それから「適切な建築形態の誘導」というのは、建て替え等が生じて、ここにありますが建築面積の建蔽率等にも変更が生じるのでしょうか。緑色の「立地特性に応じた課題」とは、どのような課題があるのでしょうか。最後の「環境ニーズ等への配慮」とございますが、その辺も、もう少し具体的にご説明をいただかないと分かりかねますので、ご説明をお願いできますでしょうか。以上です。

○室橋都市建設課長 今回は、報告のため、具体的な内容が記載された資料が東京都から頂いていないので、この程度の案件になっており、申し訳ございません。

具体的に、どのような内容に変更するかということですが、今までは、トラックターミナルや団地倉庫等はだいぶ限られた中での使用という形になっておりました。例えば、働いている人のために保育施設等を作ろうとした際に、現在の用途では作ることが難しい規制があり、説明資料にもあるように物流ニーズが、50年の前の都決と大分変わってきております。東京都としては、もう少し幅広に活用できるような形にしていきたいという意向があり、今、東西南北の流通業務団地がある中で、先行してまず、大田市場の方を都決の変更をし、続いて、北部の足立区にある北部流通団地について変更していきたいということでもあります。保育施設のような就業支援の施設や、ちょっとした会議スペース等が少しできるような形にしていきたいというお話がございます。

角地緩和についてもこれまで、使えなかったということもあるので、その辺を変えていきたいということです。今後は、委員の質問にありました緑地の関係や、どのようなものを誘導するという具体的な方法のところについて、次回のご審議の時に改めて、細かい資料を作らせていただき、そこでご説明をさしあげたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○横村委員 もう少しそういう資料をと

います。ここに写真が貼ってありますよね、「就業者支援施設」と。小さくて全然分からないのですけれども。多分今お話があったような問題点の会議室のようにもお見受けできますし、左下の写真はコンベンション機能みたいなものですか。

○室橋都市建設課長 そうですね。会議室や展示場ですかね。そのようなイメージをしているというところでございます。

○横村委員 右上の写真はどんなことですか。

○室橋都市建設課長 これは休憩室をイメージしたものです。

○横村委員 休憩室ですか。

○室橋都市建設課長 はい。就業の人たちのための休憩スペースとしての部屋のようなイメージです。

○横村委員 これまで現場には、そういうものはなかったのですか。

○室橋都市建設課長 実際には、休憩室自体はあると思うのですけれども、改めて都市計画上のものとして位置づけをしていきたいということで聞いております。

○横村委員 右下のものは緑化を含めたスペースですか。休憩のゾーンみたいなお写真でしょうか。

○室橋都市建設課長 そうですね。緑化スペースのところにベンチなどを置いて、少し休憩できるようなコーナーを設けたいというようなイメージ図を示させていただいております。

○横村委員 併せてもう一つ。今ちょうどここを拡大していただいたので、隣に「機能の多様化イメージ」という、保管だけの機能から複合的な流通確保とか、包装、梱包、組み立てとか、そういうような業務形態が入ってくるというイメージでしょうか。

○室橋都市建設課長 可能性として、今まではトラックターミナルとして保管、いわゆる倉庫だけだったのですけれども、せっかくの大きな敷地に保管機能だけではなく、商品管理、梱包や包装もできるような機能をとというような意向も会社側としてはあるようですので、その敷地内でそういうものができるような規制緩和的なものを今後誘導していきたいというところでございます。

○横村委員 重ねてよろしいでしょうか、ちょっとお伺いしても。

卸売市場がここにありますが。結構お

花のイベントみたいなことをやってくださったりして、そういうときに私たちは中を拝見したりしていますが、ここのトラックターミナル、卸売市場、倉庫、卸業、コンテナデポというところは、基本方針としては変わらないわけですか。

○室橋都市建設課長 はい。基本機能としては変わらず、さらに付加価値がつくようなイメージでいただければと思います。

○横村委員 もう1点。ここの赤でくくられた地域の左側のほうには、区民から寄附された桜並木のとてもいい散歩道があるかと思えます。この図で言うと、上部の三角のところですね。あそこなんかは子供たちがセミを採りに行ったら抜け殻だけで、抜け殻をビニールにいっぱいためられるぐらい非常に自然のあるところですので、そのような今ある財産の緑化を大切にやっていただくということも都のほうにぜひご提示いただけたらと思います。以上です。

○室橋都市建設課長 今、委員から頂いたお話を東京都にもお伝えしながら、次回のご審議をいただくときには、もう少し細かい資料等も出させていたいただきたいと思えます。本日は、大変失礼しました。

○長塩会長 よろしいですか。

○横村委員 はい。

○長塩会長 ほかにございますか。

無ければ、これにて、本日の議案審議及び報告事項は終了といたします。

これより会の進行を事務局にお願いいたします。

○室橋都市建設課長 事務局でございます。

長塩会長、議事進行ありがとうございます。ここで事務局からおわびをさせていただきます。

We bの委員の村尾委員と歌川委員につきましては、最初のほうの音声がちよっと聞こえなくなるというトラブルがございました。大変申し訳ございません。ここでお詫びをさせていただきます。

また、村尾委員及び歌川委員につきましては、第1号議案に何かご質問、疑義等が今この場でございましたらご意見を賜りたいと思うのですが、何かございますでしょうか。

○村尾委員 特にありません。

○歌川委員 私も特にありません。

○室橋都市建設課長 ありがとうございます。

す。

区民委員の歌川委員ははじめにご紹介ができなかったものですから、歌川委員を改めてご紹介させていただきます。

区民委員の歌川光一様でございます。一言ご挨拶をよろしく申し上げます。

○歌川委員 今回ご縁がありまして、公募委員として選んでいただいた歌川と申します。

普段は、大学教員として働いているのですが、大学では教育学を教えております。ここでは教育学の視点から、私も住んでおります足立区に対して、まちづくりの点で貢献できないかと思って応募させていただきました。よろしくお願ひいたします。

以上です。

○室橋都市建設課長 ありがとうございます。改めて議事録を起こさせていただきます。大変失礼いたしました。

We bの委員の方々には、大変申し訳ございませんでした。次回以降は、しっかり運営するように事務局で改善させていただきますので、改めてお詫び申し上げます。

事務局から事務連絡が2点ございます。

1点目につきましては、次回の足立区都市計画審議会でございます。令和4年12月22日(木曜日)午後2時から、場所は本日と変わります。特別会議室での開催を予定しております。改めてご通知申し上げますが、ご予約の程、よろしくお願ひいたします。

2点目でございます。本日、当審議会にお車にてご来場いただいた委員の皆様につきましては、駐車券をご用意させていただいております。ご入用の方は事務局にお申し付けいただければと思います。

事務連絡は以上2点でございます。委員の皆様から何か他にございますでしょうか。

無いようでしたら、これにて第75回足立区都市計画審議会を閉会とさせていただきます。

We bでご出席をいただきました、村尾委員、歌川委員はご退出をお願いいたします。本日は、いろいろと不手際がございました。申し訳ございませんでした。

これにて、閉会とさせていただきます。ありがとうございます。